

	論点と考え方	意見概要	個別意見の要旨
1	制度の目的 住民投票制度は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認することを目的としています。	市民のための自治を実現するコンパクトな制度にすべき(1件)	自治基本条例の「市民のための自治」を踏まえると、制度が大きすぎるような印象を受ける。
		制度制定のスタンスを明確にすべき(1件)	全国の前例と同じ制度をつくらうとしているのか、川崎にふさわしい住民投票制度をつくらうとしているのかで考え方は異なってくる。
		理念的な条文を盛り込むべき(2件)	制度の目的として、「市民自治・住民自治の実現」「住民福祉の実現」「参加デモクラシーの実現」など、理念的な文言を条文に盛り込んでほしい。 理念を掲げて欲しい。
		実効性のある制度となるように、慎重に検討をすすめるべき(1件)	市民参加の手法が多様化している中で、当制度の位置付けにあまり実効性を感じられない。署名数や投票結果の生かされ方、さらに今の川崎で住民投票をするような差し迫った案件がないということが主な理由のように感じられ、コストや職員の負担等を踏まえるとともに、他都市の情勢も見ながら制定されることを期待したい。
		市民自治を実現する制度となることを期待したい(9件)	強く期待している。
			市民自治の基本理念の確立を大変期待している。
			より市民の意思が自治体の行政に反映されることを期待しております。
			住民投票に参加することで基本条例に沿った暮らしやすい地域社会を目指したい。
			住民投票制度は実施されるべきと思う。
			多くの方が参政することにより、政治に関心を持つきっかけとなればよい。
住民投票制度そのものには期待するが、尻切れトンボにならないように。			
誰にでも参加しやすい、住民投票制度を期待します。			
住民投票を知ってもらうことで、市政への興味を少しでも持ってもらうとよい。中学校や高校での授業で取り上げてもらうなど、若い時期に川崎市をより知ってもらい、もっとよくしていきたいという気持ちを膨らませてくれたらよいと思う。			
住民のための制度として制定されるべき(5件)	住民が有効に利用できるような制度になってほしい。		
	住民投票制度とは誰のための制度であるのか十分に理解できない。		
	どちらかといえば住民本位より、議会側の立場から委員会は動いているように感じた。もっと住民の意に基づいた住民投票の議論をしてほしい。		
	「住民自治」の視点をより強く意識して制度設計にあたってほしい。		
投票した有権者はその公約のすべてに賛成したわけではない。そのような各公約に対する市民の意見を確認するために、この住民投票制度が使えるのではないかと。			
制度構築までには一層の議論・整理が必要(6件)	現在の案であれば、機能しない制度になるおそれあり。		
	コンセプトが不明確であるので、実効性が期待できないのでは。		
	制度の目的・メリットが不明確(フォーラムの案であれば)。		
	この制度を使って民意を問う項目がそれ程あると思わない。あるに越したことはないが、期待もあまりない。		
	課題により民意への問い方も変わると思うが、使いづらくて形骸化した制度にならないでほしいと思う。		
	メリットがあるにも関わらず、なぜほとんどの自治体で住民投票制度が施行されていないのかという見地での検証が必要。		
間接民主制との関係を明確に整理すべき(3件)	市長・議員への信託に対して住民投票で制限が付けられているようで、選挙との関係が理解しづらい。		
	代議制が事実上制度疲労していることに伴う政治への不信が根底にある。住民投票制度は、代議制を補完するものという位置付けになるが、この具体的な運用については、まだ今日の説明では十分に尽くされたとはいえない。		
	住民投票は、間接民主制の中で最後の手段。間接民主制を十分機能させるのが自治基本条例の理念。		
他の参加制度との関係を整理すべき(1件)	住民投票だけが民主主義の切り札ではなく、様々な仕組みや制度を使って民主主義や自治が前進するのでは。		
2	制度の位置付け 常設型の条例を制定することとします。	常設型を創設すべき(1件)	常設型の住民投票制度を創設することは重要であると思う。
		住民発議は「常設型」とし、市長、議会は「個別設置型」とすべき(1件)	「市長・議会の発議」には事前に一定の手続きを要する「個別設置型条例」とし、一定の手続きを踏まえた上で住民投票に至る、とする制限的な制度とすべき。

	論点と考え方	意見概要	個別意見の要旨
(2)	定住外国人 満18歳以上で、日本に引き続き在留資格をもって一定期間在留し、かつ、引き続き3か月以上本市に住所を有する者と考えられます。	方向性を支持する(1件)	定住外国人についての検討の方向性を支持する。
		在留資格要件を課す理由を明確にすべき(1件)	外国人市民に対して在留資格要件を設ける理由をきちんと説明する必要がある。
		1年以上市内に登録があれば資格を付与すべき(1件)	1年以上市内に登録している居住者であれば、投票資格を付与すべき。
		日本国籍を有する者と定住外国人の資格要件を同等とすべき(4件)	住民投票制度を自治基本条例に則して議論すべきと考えるならば、永住、在留資格との議論ではなく、日本人と外国人の要件を同等とすべき。 日本人が公選法の住所要件を準用し「3か月以上」を要件とするならば、外国人もそうすべき。 外国人市民に定住意思を確認するならば、日本人にも定住意思の確認をすべき。 外国人市民の定住意思の確認方法は日本への定住意思ではなく、川崎市への定住意思を課題にしているように感じられる。もし、そうだとすれば、人口の流入・流出が激しい川崎市では、住民全体の定住意思を確認する必要があるのでは。
		短期滞在の外国人に投票資格を付与することの意義を検討すべき(1件)	外国人市民に投票資格を認めても、その後、短期間で移動することが予定されている場合は意義が薄れる。
		定住外国人への投票資格付与に関する手続などを慎重に検討すべき(1件)	外国人の“定住意思”と“在留資格”は一致しないという点、投票資格者名簿に外国人登録原票データを利用する等の点を踏まえて検討すべき。
		外国人市民代表者会議の提言を考慮すべき(2件)	外国人市民代表者会議の提言をぜひ採用してほしい。 外国人市民代表者会議の意見を尊重するべき。
5	住民投票の執行等 住民投票は、市長が執行することとした上で、投票及び開票に関する事務については、市長から市選挙管理委員会及び各区の選挙管理委員会へそれぞれ委任することが考えられます。	発議者は住民投票の執行者になるべきではない(3件)	オンブズマンなどの現行制度でも独立した第三者機関を設置することは可能であるため、住民投票制度についても第三者機関を執行者とするような制度設計を行うべき。 市長が発議できる制度とするならば、市長が住民投票の執行機関になることはふさわしくなく、第三者機関を立ち上げるべき。 提案事項の制限や受理と執行は第三者機関が行うなどの検討をぜひお願いしたい。
		選挙との同日実施に期待する(2件)	選挙と同じ日に住民投票を実施すれば選挙の投票率もあがるのでは。 住民投票を選挙と一緒にすれば、住民投票だけで行うより経費や投票所に行く負担が軽減されるし、投票に行く意義が高まるのでは。
		市長は、住民投票の請求があった場合、もしくは自ら発議する場合には、実施の告示を行うこととします。	-
6	住民投票の発議 発議資格者は、住民、議会、市長とされています。	市長発議の場合は、議会や住民の発議とのバランスを考えるべき(7件)	直接請求制度を“濫用する”ということは想像しにくい。単独で発議できる市長の方が“濫用”の危険性は高いのでは。 住民発議に事前チェックがあり、市長発議には事前チェックがないということは公平性を欠くのでは。 市長発議を容認しなければならないとするならば、市長が発議権を行使するに当たっては、提案事項を制限するなど何らかの制約を前提条件とすべきでは。 市長発議の場合に議会に報告するだけでよいのだろうか。 市長発議の独断専行をなくすためにも議会に対する報告等の手続規定を設けるべき。 市長発議の際の手続として、各区の区民会議に委託して各区長の意見を審査検討の上、市長の決断を要件とするなどの仕組みが必要では。 市長が発議を行おうとする場合は、区民会議で議論し、区民会議に参加する議員が議会に提案することにしたらどうか。
		市長が発議した住民投票に対する市長の責任を規定すべき(1件)	市長に発議権を与えることは、議会軽視につながるおそれがあるため、市長発議で住民投票を行い、否とされた場合は市長は即刻辞任するようなルールを設けるべき。
		署名収集活動の前に対象事項の判断が行われるべき(3件)	10万人の署名が集まったにも拘らず、その後住民投票に馴染まない判断され住民投票が行われないという事態は避ける必要があり、「請求代表者証明書の交付」の段階で対象事項の判断を行うことが可能では。 署名収集後に「馴染まない」と判断されるのは、さらなる失望感を招くのでは。 住民投票テーマの判断は、署名収集活動を始める前段階に行うべき。
		対象事項の判断時の恣意性を排除できる仕組みを設けるべき(6件)	対象事項としての妥当性を判断するのは誰か。 対象事項に“馴染まない事項”を誰がどのように判断するのか。 一方で「対象事項の範囲は可能な限り広く捉える」とされているが、これと「住民投票に馴染まない事項は除外する」こととの関係をきちんと整理すべき。 対象事項について、できる限り広く捉えるということには賛成だが、対象事項としての妥当性について審査する仕組みを明示すべき。 「市政に係る重要事項」の解釈・判断と恣意性を排除し、かつ住民自治の理念に基づき住民本位の視点を尊重することが重要。 住民発議と市長発議では不公平感があるように思われる。住民発議の場合、市長の裁量で門前払いされる可能性があるのではないかと懸念されるため、市長による専断のおそれがないような住民が安心できる制度にすべき。 署名代表者証明書の交付申請内容のチェックは、市長・議会から離れた第三者機関を設置し、審議されることが必要。

	論点と考え方	意見概要	個別意見の要旨
	<p>住民が実施の請求を行うには、投票資格者名簿に登録されている者の総数のうち、10万人以上の署名収集を要件とすることが考えられます。</p>	<p>住民発議の発議要件「10万人以上」は妥当だろう(3件)</p> <p>住民発議の署名要件の設定根拠を明確にすべき(2件)</p> <p>住民発議の署名要件は必要以上に重くすべきではない(むしろ、低くすべき)(11件)</p> <p>住民の発議要件を「5万人以上」程度にすべき(2件)</p> <p>住民の発議要件を「50分の1以上」程度にすべき(1件)</p> <p>住民の発議要件を「50分の1以上」よりも緩くすべき(1件)</p> <p>住民の発議要件を「100分の1以上」程度にすべき(1件)</p> <p>「1/10」とか「10万人」というのは、少なすぎる(1件)</p> <p>数ではなく、分数で規定すべき(1件)</p> <p>住民の発議要件は、署名収集期間と関連づけて設定する方法もあるのでは(2件)</p> <p>署名収集活動に必要な手続は?(1件)</p> <p>署名収集活動に対する支援策はないのか?(1件)</p> <p>インターネット、ファックスによる署名収集も認められるべき(1件)</p> <p>署名の縦覧期間は収集期間の5分の1とすべき(1件)</p> <p>署名簿の閲覧に対するプライバシー保護策をあわせて検討すべき(1件)</p>	<p>発議要件は「10万人以上」でよいと考える。</p> <p>10万人以上の署名が毎年集まるのであれば、毎年行えばよい。</p> <p>住民投票の署名は、住民投票で市民の意見を聞くテーマに対する賛否の判断ではなく、あまり熟慮する必要はなく、こだわりなく署名すると思う。駅で署名活動すれば、10万人ぐらいの署名はすぐ集まるのではないだろうか。</p> <p>直接請求の署名要件「50分の1以上」と住民投票制度の発議要件「10分の1以上」の関係を明確にすべき。</p> <p>住民投票の発議要件は、例えば、国際法で定められた人権に関する条約などを指標に設定するなどして、客観的な基準を示すべき。</p> <p>住民本位を貫くためにも、住民発議のハードルを必要以上に重くすべきでない。</p> <p>「濫用を防止」という表現があるが、これは住民発議の濫用を防止しようという主旨で書かれているように感じられる。</p> <p>発議要件が高すぎたのでは、いくらよい制度をつくっても、動かない仕組みになるおそれがある。住民発議の入り口はもっと広くする必要があるのでは。</p> <p>市長は単独で発議でき、また、議会は議決により発議できることと比較すると、住民発議の要件は厳しすぎる。</p> <p>「10分の1以上」という要件は非常に厳しいのでは。</p> <p>広島市の場合は市長発議を認めていないことから、住民発議の署名要件が厳しくなっていると考えるべき。</p> <p>10万人は多すぎる。5万人くらいにすべき。</p> <p>1区1万人として全市7万人もしくは5万人まで引下げるべき。</p> <p>直接請求の署名要件は、濫用の可能性を考慮しながらも住民の権利を十分に認めるという考えから「50分の1以上」という数値が設定されていると考えれば、住民投票制度についても「50分の1」程度が望ましいと思う。</p> <p>直接請求が「50分の1以上」の署名を要件としていることを踏まえ、住民投票の発議要件はもっと低くすべき。</p> <p>直接請求制度の「50分の1以上」という要件でも厳しいと感じられ、市民のための制度としてもっと使いやすくするためには、「100分の1以上」程度でよいのではないか。</p> <p>「1/10」とか「10万人」というのは、濫用防止の点から見ると少なすぎるように感じる。</p> <p>住民投票に必要な署名数を分数で規定せず、数で規定するのは、安直過ぎるように思う。</p> <p>もし「10万人以上」という要件ではハードルが高いということであれば、署名収集期間を延長するという考え方があってよいのでは。</p> <p>署名必要数を「10万人」とする場合、署名収集期間1か月とするのは短すぎる。</p> <p>署名活動を行うに当たって、どのような手続が必要となるのか。</p> <p>市長発議との差が著しいと感じられるため、署名収集に要する費用に対して何らかの補助策を検討すべき。</p> <p>選挙時以外はインターネット、ファックスによる署名収集も許されるべき。</p> <p>署名収集期間とのバランスをとり、その5分の1の期間程度に留めるべき。</p> <p>署名閲覧という方法はプライバシーにふれるのでは。</p>
7	投票資格者名簿	<p>選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製することとします。</p> <p>投票資格者は、投票資格者名簿に登録されている自分の内容について確認することができるものと考えられます。</p>	<p>定住外国人の投票資格者名簿への自動登録の周知方法を検討すべき(1件)</p> <p>外国人登録原票を用いて投票資格者名簿への自動登録をする場合、新たに外国人登録をする人には案内できるが、すでに登録済みの人への周知方法が課題となる。</p>

	論点と考え方	意見概要	個別意見の要旨	
8	実施区域	住民投票は、本市の全域を実施区域とします。	<p>全市域を実施区域とする場合、各区の区民会議での審議を要件とすべき(1件)</p> <p>区民投票の実施可能性について十分検討すべき(9件)</p>	<p>住民投票が市全域を実施区域とする場合は、各区の区民会議に提案して、そこで調査、審議した上、案として各区長に提案、それを各区長会議の中で審議して市長へ提案し、市長はこれを尊重するという流れを構築した方がよいと思う。</p> <p>区民投票についてはどう考えているのか。</p> <p>区対応の住民投票制度の必要性を感じる。</p> <p>区民投票を並行して検討すべき。</p> <p>100万都市である川崎市では、全市域を対象とした住民投票よりも区単位での実施が必要とされるのでは。</p> <p>区民投票制度を早急に定めるべき。 (将来的な課題として逃げないで、区から市への諮問として活用できるはず)</p> <p>全市域を対象に行う住民投票制度も重要だが、むしろ、区単位の住民投票制度が早く実現されることを期待したい。</p> <p>市全体の政策にかかわる大規模事業等は行政主導が妥当であり、自治基本条例に云う“市民のため自治”を実現するためには、区民投票制度を先行することが基本では。</p> <p>区民投票がなぜできないのか、いずれやるときにはどうするのかということをきちんと検討しておくべき。</p> <p>区民投票の早期導入に向けた制度設計を条例に折り込んでおくべき。</p>
		対象事案の設問については、基本的に発議者の意思に基づき設定されるものと考えられます。	-	-
9	投票の形式	選択肢は、二者択一で賛否を問う形式とすることが考えられます。	<p>賛成と反対の二者択一とする考え方に賛成する(1件)</p> <p>「適切な選択肢が無い」「本件を住民投票に掛けることに反対」という選択肢を自動的に付与すべき(1件)</p>	<p>「どちらでもない」・「判らない」という人は白票を投ずることで意思表示は可能である。</p> <p>発議者が設定した設問に対して「賛成か反対かの何れかに投票してください」というのは、傲慢かつ全体主義的。「適切な選択肢が無い」「本件を住民投票に掛けることに反対」という選択肢があれば、発議者はある程度節度を持って権利を行使することになるし、積極的な棄権者と消極的な棄権者を区別できる。</p>
		投票及び開票に関する事務等については、選挙の手続きを基本として行われるものと考えられます。	<p>期日前投票や不在者投票を実施すべき(1件)</p> <p>発議代表者らの立会い等を可能とすべき(1件)</p> <p>選挙との同日実施の方法を検討すべき(1件)</p> <p>選挙との同日実施の場合の外国人市民の投票方法について検討すべき(1件)</p>	<p>期日前投票や不在者投票を行うことができる仕組みにすることが必要なのでは。</p> <p>発議代表者らの立会い、票数確認等のチェックを可能とすべき。</p> <p>投票所の出口付近に選挙投票と区分した住民投票の場を設けるなどで同日実施は可能と考える。</p> <p>選挙との同日実施の場合は、外国人市民の投票はどうするのか。</p>
10	投票及び開票に関する事務等	市長は、対象事案に関する計画案その他行政上の資料で公開することができるものについては、一般の縦覧に供するものと考えられます。	<p>積極的かつ広がりのある情報提供手法を検討すべき(5件)</p> <p>多言語の情報提供を行うべき(3件) 市政全般にも共通</p> <p>第三者機関の設置が必要(1件)</p>	<p>資料の縦覧だけでなく、積極的に広報すべき。</p> <p>ホームページを活用すべき。</p> <p>市民への広報・周知の徹底方法をもっと重視して検討すべき。</p> <p>「住民」「議会」「市長」のうち、情報公開・情報提供は「市長」が行うとするだけで足りるのだろうか。</p> <p>住民投票の事前段階における行政からの十分な情報提供や、議会における十分な審議などの過程が非常に重要ではないか。</p> <p>住民投票のときにだけ外国人市民に対する配慮を行うのではなく、日常的に配慮しておかないと外国人市民の参加を望むことは難しいのでは。</p> <p>多言語の情報化という要望は既に外国人市民代表者会議から提言として出ているように、一般市政において行われるべき課題では。</p> <p>多言語による制度説明パンフレットなどの整備、検討委員会やフォーラムの検討経過の公表が必要では。</p> <p>行政サイドに不利な情報は開示されない可能性も考えられることから、第三者機関の設置が必要と考える。</p>
		市長は、必要に応じて、公開討論会、シンポジウム等を開催することができるものと考えられます。	積極的に開催をするべき(2件)	<p>「できるもの」では不十分。開催を義務付けるくらいの位置付けにすることです。</p> <p>申請代表者等を交えた市民と行政との公開討論会の開催や、住民側の主張等を「市政だより」に掲載する等、住民サイドの意見の公表の場を確保するべき。</p>
		選挙管理委員会は、投票の実施に関する必要な情報の提供を行うものと考えられます。	-	-
		投票運動において、買収・脅迫など、住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるおそれのある行為は禁止するものと考えられます。	<p>戸別訪問は認められるべき(1件)</p> <p>罰則規定を設けることについて検討すべき(3件)</p> <p>投票運動期間は「45日～60日」とすべき(1件)</p>	<p>戸別訪問は有効な手段であり、許されるべき(ただし選挙と同日実施の場合は選挙運動との区分ができないため禁止されることは止むを得ない)。</p> <p>罰則規定はなぜないのか。</p> <p>罰則がないと、住民投票運動を隠れ蓑にして不正行為を行い、市長選挙や市議会議員選挙などの通常選挙を自分に有利に運ぶことが可能になる。</p> <p>住民投票制度擁護の為に、悪質な署名収集活動妨害や投票ボイコット運動には罰則を設ける必要がある。</p> <p>投票運動期間は問題の周知を十分図りうる期間として「45日～60日」を予定すべき。</p>

	論点と考え方	意見概要	個別意見の要旨	
13	成立要件	成立要件を設けることの要否については、両方の意見があるものと考えられます。	成立要件を設ける理由を明確にすべき(1件)	住民投票の結果は住民一人ひとりの意思であると思うが、何を以て“成立”とするのかについて、きちんと検討すべき。
			成立要件(投票率で規定)を設けるべき(1件)	成立要件を投票率で規定し、「投票資格者数の3分の1以上」とすることが必要では。
			成立要件は不要(2件)	投票率にかかわらず「成立」とすべき。 市長の選挙が低投票率でも成立することを踏まえれば、成立要件は必要ないのでは。
		成立要件を設けた場合、不成立であっても投票結果は公表されることが望ましいと考えられます。	投票結果は公表されるべき(1件)	知る権利保障以前の問題として、投票結果はきちんと公表されるべき。
14	尊重義務	議会及び市長は、住民投票の結果を尊重することとされています。	尊重義務の定義を明確にすべき(5件)	尊重とは何か。何をどの程度尊重するのかを明確にすべき。 「尊重義務」という言葉がよく理解できない。誰が「尊重している」と判断するのか、議会や市長が「尊重している」と主張しても発議者の主旨と異なってしまった場合はどう対処するのかなどについて整理すべき。 結果に拘束されないとは言っても、自治体としては、その結果をくつがえす決断というのが実際にできるのか疑問である。 尊重規定は区民会議と同じ内容か。 市長や議会が投票結果と反する決定をした場合は、住民への報告を議会・市長に義務付けるべき。
			区民会議に諮るなどの方法を検討すべき(1件)	尊重義務について諮問型とするとともに、区民会議に諮るか、これが住民投票に馴染まないという場合は他の方法も盛り込むべき。
			-	-
15	再発議の制限期間	再発議の制限期間を設けることの要否については、両方の意見があるものと考えられます。	-	
16	異議の申出等	-	-	
その他	費用について	住民投票の実施に要する費用も考慮した検討を進めるべき(5件)	コスト面からそれを節減する方法等について検討することが必要では。	
			住民投票に要する費用(職員の人件費を含め)とその投票結果がもたらす効果のバランスを含めた議論も必要では。	
			住民投票を実施する場合、予算(人件費を含め)はどのくらいかかるのか。	
			住民投票実施にどのくらいの費用が掛かるのかも具体的に示して頂きたい。	
			条例に基づく住民投票は公職選挙法に拠らないため、インターネットを通じた情報提供、情報交換、さらには投票などを行うことの可能性なども検討すべき。	
	アンケートとの違い	アンケートとは異なる参加の制度になることを期待(1件)	住民投票制度が「アンケート」で終わることなく、より市民が市政に参加できるような仕組みになることを望む。	
			アンケートとの違いを明確にすべき(3件)	投票という限りは結果に応じた意思決定がなされるべきであり、尊重義務規定に止めるのであればアンケートとすべき。 市民の意向を調査したいというならばアンケートと一緒にあり、住民投票のような大げさな制度をつくる必要はないのでは。 アンケート等他の制度との相違も整理すべき。
			-	-
	制度の運用・見直しについて	柔軟に制度を運用すべき(3件)	最初から完全なものなどできないのではないかと。 いろいろ議論はあるが、とりあえずスタートすることが重要だと思う。 課題によって民意の問い方というのは多様であると思われるため、それをひとつの制度で賄おうということが適切ではないように感じられる。使いやすい制度にするためには、あまり細かなところまで決めすぎずに、実際に使うときに新たな規定を付加して対処することが望ましいと思われる。	
			見直し条項を設けるべき(1件)	新しい制度がスタートすることは歓迎するところだが、前例がないことから、見直し条項をきちんと設けるべき。
条例化作業の進め方について	条例化作業にあたって市民参加を採り入れるべき(3件)	条例化段階において、市民の知らないところで決められていくことは望ましくなく、自治基本条例の第33条に規定されている審議会等による調査審議を運用すべき。 条例化作業が不透明なものにならないような仕組みが必要では。 現在の検討委員会は制度のあり方を検討する委員会であり、具体的な制度設計や制度の運用に当たっては新たな委員会が設置されると考えてよいのか。		
		投票資格に係る住民の意見を十分に汲むべき(1件)	フォーラムに外国人や高校生の方々に参加してもらい、直接、感想や思いを聴くことができれば、意義深い意見交換ができたのでは。	
		多くの住民を巻き込んだ制度設計を心掛けるべき(2件)	この様な大きな問題、一部の人間だけで問題を解決しないで、住民すみずみまで行き渡るよう考えていただきたい。 制度内容について、まだ知られてない。本当に必要かどうか、もっと多くを巻き込んだ議論を展開すべき。	
	検討委員会の議事経過は遅滞なく情報提供されるべき(2件)	議事録の更新は早めに対応してほしい。		
		もっと市のホームページでアクセスしやすくすべき。		